

第 4 回

鹿角市農業委員会総会議事録

令和 5 年 7 月 7 日開会

即日閉会

鹿角市農業委員会

令和5年度 第4回 鹿角市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年7月7日(金) 午後3時00分

2 開催場所 鹿角市役所 第1委員会室

3 出席委員 (13名)

1番	田口	元	2番	小笠原	正光
3番	中村	和廣	4番	安保	春喜
5番	石鳥谷	義行	6番	高谷	秀和
7番	阿部	聖	8番	福島	美紀子
9番	成田	彩子	10番	阿部	弘子
11番	児玉	廣進	12番	柳沢	誠
13番	兔澤	悦雄			

4 欠席委員 (なし)

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 会務報告

第4 議事録署名委員の選出

第5 議案審議

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第18号 鹿角市農用地利用集積計画(案)について

議案第19号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について

第6 その他

第7 閉会

6 事務局職員

事務局長 山崎 孝人 主幹 阿部 友美範

主任 柳澤 将太

7 議事録署名委員 11番 児玉 廣進 委員

12番 柳沢 誠 委員

8 会議の概要

事務局長	それでは、修礼を行いますので、ご起立願います。 修礼、礼。ご着席願います。 ただいままでの出席委員数をご報告申し上げます。 委員13名中、出席13名であります。したがって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数を満たしていることから、本会議は成立いたしました。
------	--

<p>会 長 事 務 局 長</p>	<p>ます。 ただいまより鹿角市農業委員会第4回総会を開催いたします。 開会に当たりまして、会長よりご挨拶があります。 【挨拶】 会長、大変ありがとうございました。 それでは、ここから鹿角市農業委員会規則第11条の規定により、会長が議長を務めます。よろしくお祈いします。</p>
<p>議 長 事 務 局 長 議 長</p>	<p>それでは、事務局より会務報告をいたします。 【会務報告の資料を基に朗読】 会務報告ですので、ご了承方お祈いいたします。</p>
<p>議 長 委 員 一 同 議 長</p>	<p>それでは、次に、議事録署名委員の選出についてお諮りいたしますが、私にご一任願いたいと思ひますが、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) ご異議ないようですので、私から指名いたします。 11番児玉委員、12番柳沢委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の阿部主幹と柳澤主任を指名いたします。どうかよろしくお祈いをいたします。</p>
<p>議 長 事 務 局 議 長</p>	<p>それでは、最初に、報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。 議案の2ページをお開きください。 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について。 農地法第18条第6項の規定による通知が別紙各号のとおりであったので、これを報告します。 農地別内訳ですが、4件、田んぼが4筆、1万2,587㎡です。 次のページをお開きください。 第18条第6項 【受付番号27番から30番を議案書を基に朗読】 こちら(受付番号30番)ですけれども、以前は8,763㎡を農業法人が借りますということで申請が上がってきているんですけども、現在この貸し人が3条の申請をしてきた際にお話を伺ったところ、丸々借りているわけではなくて、その土地の中でも、田んぼなんですけれども四角い長方形の土地があったとして、真ん中の部分はこの土地所有者が米を耕作し、この両サイド、右端と左端のほうは法人さんがソバを耕作しており、それであれば全部利用権設定するのではなくて、使っているところだけ利用権設定してくださいという話をさせていただきまして、今回一部解約の申請が上がってきておりました。 以上です。 説明が終わりましたけれども、ご質問があればご発言をいただきたいと思います。何かご質問ございませんか。よろしいですか。</p>

委員一同	(「なし」の声)
議長	それでは、ないようですので、本案を承認することにご異議ございませんか。
委員一同	(「異議なし」の声)
議長	そのように承認します。
議長	次に、議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局	5ページをお開きください。 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について。 農地法第3条の規定による許可申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。 農地別内訳ですが、所有権移転の無償が2件、田んぼが2筆、672㎡、畑が1筆、62㎡です。 6ページをご覧ください。
	第3条 【受付番号16番から17番を議案書を基に朗読】
	受付番号16番ですけれども、貸し手が住んでいる土地に隣接している田んぼを借り人が受けるということで今回申請が上がってきています。 17番につきましても、道路を挟んで向かい側にある、小さいですけれども、そちらをこの方がスイカをやるために受けるということで今回申請が上がってきておりました。 続きまして、こちらの一覧表をご覧くださいと思います。 受付番号16番、17番につきまして、いずれも2班で確認いただきまして、いずれも支障はなしと判断いただいております。 以上です。
議長	説明が終わりましたけれども、ここで現地調査に行った委員より補足があればご発言いただきたいと思います。
小笠原委員	まず、2番の小笠原委員どうですか。
議長	今時点、耕作されて、苗が植えてある状態でした。支障ないと思います。
成田委員	それから、もうひとつ、9番の成田委員どうですか。
議長	何も問題ありませんでした。大丈夫でした。小笠原さんの言うとおりで。ご苦労さまでした。
児玉委員	それから、11番の児玉委員はどうですか。
	17番の案件ですけれども、面積はそんな大きくなくて、耕しているわけでもないし、まず今のところはまずきれいに草刈りなどをしてあった。道の前ということで、別に問題はないと思います。
議長	ほかの委員より何かご質問があればご発言いただきたいと思います。何かございませんか。よろしいですか。
委員一同	(「なし」の声)

<p>議 長 委員一同 議 長</p>	<p>それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) そのように決定します。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>それでは、次に、議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。 議案の7ページをお開きください。 議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請について。 農地法第4条の規定による許可申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。 農地別内訳ですが、永年が2件、田んぼが1筆、499㎡、畑が1筆、203.2㎡です。 8ページをご覧ください。</p> <p>第4条 【受付番号4番から5番を議案書を基に朗読】</p> <p>続きまして、こちら位置図のほうをご覧ください。 こちらの1ページですけれども、こちら申請番号4番の場所を示しております。駅から南側の交番の後ろ付近の農地を分筆しまして、居住したいということになっております。こちら申請人の所有地ですけれども、現在、養蜂をやっている方でして、そのため近くに家を建てたいということで、自分の畑を分筆して申請が今回上がってきております。 続きまして、2ページを開いていただきますと、利用計画図がこのように申請されております。仮設物置ですとか、進入用道路、作業用道路ということで、養蜂のために、仮設物置はスーパーハウスを置き、あとはトラックが通れるように作業用道路、アスファルトを敷くということで今回申請が上がってきております。 499㎡と大きいかなと思ったんですけれども、作業用の道路とかいろいろ必要になるということで、許可相当ではないかと考えております。 続きまして、位置図の3ページをご覧くださいと思います。 こちらですけれども、中学校の南側にある集落にある畑、使う部分を測量して申請が上がってきております。 4ページを開いていただきますと、利用計画図がこのように上がってきております。現在、見づらいですけれども、この部分が申請が上がってきているところです。既存の小屋があるんですけれども、こちらを壊してカーポートを立て、周りのほうは雪捨て場として使いたいと考えているそうです。住宅があり、こちら個人用の家庭庭園となっており、本当に建屋までぎりぎり庭木がありまして、確かに本当に通り道しかないような状況です。そのため車を置かせてほしいということで今回申請が上がってきておりました。 分筆に関しては秋田県農業会議に確認したところ、地積測量図さえ整えて申請するのであれば分筆は要らないと回答をいただいておりますので、今回申請を受理してお</p>

	<p>ります。</p> <p>続きまして、こちらの一覧表のほうをご覧くださいと思います。</p> <p>こちらですけれども、2班に確認いただきまして、いずれも申請は妥当ではないかと判断いただいております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま説明が終わりましたけれども、こちらも現地調査に行った委員より補足があれば発言をいただきたいと思います。</p> <p>まず、2番の小笠原委員どうですか。</p>
<p>小笠原委員</p>	<p>受付番号4番でございますが、現状は田でなく、今時点は作業収納ハウスみたいな白いビニールハウスが申請地の後ろのほうに建っていきまして、養蜂のいわゆる準備とか、そういうのを行っておりました。4人ぐらいで行っていたかなど。いずれ隣は宅地になっていきまして、申請は妥当だと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>それから、もうひとつ、成田委員どうですか。</p>
<p>成 田 委 員</p>	<p>それと同じく、問題ありませんでした。</p>
<p>議 長</p>	<p>それから、もうひとつ、児玉委員はどうですか。</p>
<p>児 玉 委 員</p>	<p>5番の案件ですけれども、入ってすぐ右側の場所ですけれども、右側にそんなに大きくない機械小屋がありまして、その周りは花畑とか、そういう庭木とかを少し植えていた場所なんですけれども、測量はしていたみたいで、何ら問題はないと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>ご苦労さまでした。</p>
<p>委 員 一 同</p>	<p>それでは、ほかの委員より何かご質問があればご発言願います。よろしいですか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。</p>
<p>委 員 一 同</p>	<p>(「異議なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>そのように決定します。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>それでは、次に、議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p>9ページをお開きください。</p> <p>議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について。</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。</p> <p>農地別内訳ですが、永年が1件、畑が2筆、1, 204㎡、一時転用が4件、田んぼが2筆、2, 913.74㎡、畑が6筆、1万9, 242㎡です。</p> <p>10ページをご覧ください。</p> <p>第5条</p> <p>【受付番号9番から13番を議案書を基に朗読】</p> <p>続きまして、こちらの申請されている位置図のほうをご覧ください。</p> <p>位置図の5ページです。</p> <p>申請番号9番と10番につきまして、ホテルの南側にある川の北側にある農地が申</p>

請地となっています。

引き続き、6ページを開いていただきますと、利用計画図がこのように申請されております。この目的ですけれども、仮設道路並びに資材置場とありますけれども、現在、発電会社で川に水力発電の施設を設置して水力発電を行っております。こちらの点検及び改修でこの田んぼを通らせてもらうことと、資材置場として利用させて頂きたいということで、今回申請が上がってきております。

こちらは用途地域で第一種住居地域ということで、まず農地法的にも第三種農地ということで基本的に許可ということになっております。現在休耕している農地ですので、特段営農には問題ないと考えております。そのため、許可相当ではないかと考えております。

続きまして、7ページをお開きください。

こちらですけれども、申請番号11番、12番についての申請位置図となっております。現在は牧場経営をしていない建物から、南側に位置している農地となっております。牧場をやめるため軽石を掘ってもいいということで、申請が上がってきております。

次、8ページを開いていただきます。この申請番号の12番の人ですけれども、この道について共有名義として申請が上がってきておりました、実際掘るところは旧牧場主が所有者となっております。

一応その採取区域の周りに保全区域を持ちまして、周りに影響がないようにということで軽石の採取の申請が上がってきておりました。

続きまして、9ページご覧いただきたいと思っております。

こちらですけれども、建設会社の北側にある農地に洗車場と堆雪場を造りたいというところで申請が上がってきておりました。

10ページを開いていただきますと、利用計画図がこのような形で申請されております。

現在申請されているところはここの部分でして、このL字になっているところは宅地の地目ですので、今回の申請には特段関係ないですけれども、建設会社が事業を行う際には、コインランドリーをこの宅地の部分に設置しまして、あとは洗車場をこのような形で設置するというので申請が上がってきております。後ろを堆雪場として使いたいと申請が上がってきておりました。

今回、対価が無償ということになっておりますけれども、建設会社としての金銭の支払いはないため、今回無償ということで申請が上がってきております。これにつきましても県のほうに確認したところ、そういう支払いであるならば申請としては無償で書いてくださいということで伺っておりますので、そこは問題ないということで確認しております。

こちら一覧表ですけれども、受付番号9番から13番につきまして、いずれも申請は妥当だということで伺っております。

以上です。

説明が終わりましたけれども、こちらでも現地調査に行った委員より補足があれば発言をいただきたいと思っております。2番の小笠原委員どうですか。

小笠原委員	2番小笠原です。
	受付番号9番、10番でございますが、現在田んぼが休耕されておりました。それで、申請は妥当と考えております。
	受付番号11番、12番でございますが、これも何回かこちら辺の採石とかを行っていると思いますので、今はまだ手ついていない状態ですので、大丈夫だと思います。
議長 児玉委員	それから、11番の児玉委員はどうですか。
	13番の案件ですけれども、この地図で見ると、この家はもうないですね、取り壊されていて。みんな更地になっていて、奥のほうも雪捨て場ですから、ここの中には何ら問題ないし、だから大丈夫だと思う、申請は妥当だと思います。
議長	ご苦労さまです。
	ほかの委員より何かご質問があればご発言願います。安保委員。
安保委員	4番安保ですけれども、13番の件に関して、これ今、畑で1,204㎡ですけれども、これは所有者が所有のままですか。
事務局	所有権移転かけるので。
安保委員	所有権移転かけたときには畑じゃなくなるということがいいの。
事務局	そうですね、所有権、5条で所有権移転と地目変更が上がっていますので大丈夫です。
安保委員	分かりました。
議長	ほかには何かございませんか。
委員一同	(「なし」の声)
議長	それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。よろしいですか。
委員一同	(「異議なし」の声)
議長	そのように決定します。
議長	次に、議案第18号 鹿角市農用地利用集積計画(案)について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案の12ページをお開きください。
	議案第18号 鹿角市農用地利用集積計画(案)について。
	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり市長より諮問があったので、この処理について意見を求めます。
	農地別内訳ですが、6年未満が2件、田んぼが9筆、9,866㎡、6年から9年が4件、田んぼが4筆、9,274㎡、畑が2筆、853㎡、10年以上が9件、田んぼが5筆、1万9,824㎡、畑が25筆、31万1,021.08㎡です。
	13ページをお開きください。
	13ページ、14ページですが、受付番号146番から受付番号149番までが農業法人の案件となっておりますので、借り人を読むのを割愛させていただきます。
	利用権設定
	【受付番号146番から149番を議案書を基に朗読】

議 長	<p>以上です。</p> <p>ただいま説明がありました146番から149番まで委員案件ですので、こちらを先にご審議いただきたいと思います。何かご質問がございましたらご発言願います。よろしいですか。</p>
委員一同	(「なし」の声)
議 長	それでは、ないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。
委員一同	(「異議なし」の声)
議 長	そのように決定します。
事務局	事務局、続けて説明願います。
	14ページをご覧ください。
	こちら受付番号150番も委員案件となっております。
	<p>利用権設定</p> <p>【受付番号150番を議案書を基に朗読】</p>
	<p>以上です。</p> <p>こちら150番も委員案件ですので、こちらをご審議いただきたいと思います。何かご質問があればご発言願います。よろしいですか。</p>
委員一同	(「なし」の声)
議 長	それでは、ないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。
委員一同	(「異議なし」の声)
議 長	そのように決定します。
	それでは、事務局、続けて説明願います。
事務局	<p>利用権設定</p> <p>【受付番号151番から155番を議案書を基に朗読】</p>
	<p>続きまして、17ページをご覧ください。</p> <p>こちら17ページから18ページにつきまして、中間管理事業をいたしました一括方式となっております。</p> <p>受付番号156番、157番につきましては委員案件となりますので、借り人を読むのを割愛させていただきます。</p> <p>それでは、読ませていただきます。</p>
	<p>一括方式</p> <p>【受付番号156番から157番を議案書を基に朗読】</p>
	<p>以上です。</p> <p>ただいま説明がありました156番、157番は委員案件ですので、こちらをご審議いただきたいと思います。何かご質問があればご発言願います。よろしいですか。</p>
委員一同	(「なし」の声)

議 長	それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。
委員 一同	(「異議なし」の声)
議 長	そのように決定します。
事務局	それでは、事務局、説明を続けていただきたいと思います。 17ページをご覧ください。
	一括方式 【受付番号158番から160番を議案書を基に朗読】
	亡くなっている人がいる際には、農業委員会のほうでも、来年度から相続しないと いけないですよと説明しているんですけども、しなきゃいけないなという方もいれ ば、いや、しないという方もおり、事務局としては、相続の義務化が始まるのででき るだけ相続したほうがいいですよと伝えています。この方は相続しないということで 伺っております。
	説明は以上です。
議 長	ただいま151番から155番まで、そして158番から160番まで説明が終わり ましたけれども、何かご質問があればご発言願います。安保委員。
安保委員	4番安保ですけども、154、それとこれも法人さんの関係ですけども、今回 新規ということで間違いないですか。
事務局	正式に利用権というよりかは、相対でこれまで行っていたんです。今のままで利用 権結ぶと事務作業もすごく増えるため中間に切替え、そういう話が最初に来まして、 相続はどうしますかという話をしたところ、相続はまだ進まないのということで、 今回利用権を認めてくださいということで申請が上がってきておりました。
	この法人さんの的にはできるだけ中間使いたいと。借りている人も借りている面積も 多くて、従業員さんがいても煩雑な事務作業になっていて、中間使ったほうが楽だな という話は伺っており、新規として今回申請上がってきておりました。
	以上です。
安保委員	分かりました。
議 長	よろしいですか。ほかには何かございませんか。よろしいですか。
委員 一同	(「なし」の声)
議 長	それでは、ないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。
委員 一同	(「異議なし」の声)
議 長	そのように決定します。
議 長	次に、議案第19号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について、事務局 の説明を求めます。
事務局	19ページをご覧ください。 議案第19号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について。 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による通知が別紙各号 のとおりだったので、これを報告します。 農地別内訳ですが、1件、田んぼが2筆、3,202㎡です。

【受付番号1番を議案書を基に朗読】

所有者不明農地を借り手に貸したいということでいろいろ作業を進めておりました。土地所有者、ここの農地が木とか、草がかなり生えておまして、結構周囲に影響があり、位置図の一番後ろに載せさせてもらっています。集落を過ぎた道路沿いですけれども、低木とか、草が大分生えており、誰か作ってくれる人はいないかなと探したところ、この借り手がいいですよということでした。土地所有者の奥さんとお子さん3人いるんですけれども、全員相続放棄しており、それであれば所有者不明として促進計画を使って中間管理事業の契約をできるということで、今回申請が上がってきております。皆様にこの借り手に貸していいかということの意見を伺いたいと思います。

賃料としまして、最低1,000円からできるということで農業公社のほうから言われておまして、まず最低1,000円でどうですかと話したところ、借り手もそれであれば耕作しますということで、賃料は1,000円と考えております。

こちらの契約年数ですが、法律的には40年借りられますが、農業公社の運用の関係で10年間にしてくださいということでしたので、今回の7月29日から令和15年の7月28日まで契約するという事になっています。

以前は公告期間が6か月と長かったですけれども、これもまた法律が変わりまして、2か月で公告して貸せることになっております。

制度上は所有者がいなくなったらこれを使って貸すという制度になっています。簡単にできるかという、意外とそうでもない感じです。戸籍謄本などを頂くのに1人1か月や2か月はかかるので、公告期間短くなりましたが、事務手続き期間がその分長いので、借りるにしても最低1年ぐらいいは見てもらったほうがいいかなという形です。

議 長
事 務 局

契約したところから10年間。

はい。この7月29日、契約というか、7月28日に県が公告するので、次の日から効力が発するという事になります。

議 長
事 務 局

あと別な処理になっている。

実は事前に土地改良区と相続放棄している奥さんと連絡取られまして、関わりたくないの勝手に行ってくださいということで、木のほうは大分切らせてもらっているそうです。草刈りとかは実施しているが、正式に借りないと、土地改良区も個人も気持ち悪いということで、今回この制度使って借りるということになっています。

議 長
阿部(聖)委員
事 務 局

どうぞ、7番阿部さん。

最低賃料1,000円だと。この制度だからですね、この制度上。

そうです。

阿部(聖)委員
事 務 局

ほかにも所有者不明だった場合、まあ、不明でもやっぱり1,000円は取ると。

そうですね。

阿部(聖)委員
事 務 局

設定あるんですね。

やっぱりこのお金もその後どうするかというと、法務局のほうに供託します。ただ

阿部(聖)委員	で借りているわけじゃないですよということで最低で1,000円。
事務局	確実に土地改良の賦課金はこの借り手に賦課するんですよね。
阿部(聖)委員	はい、行きます。
事務局	最低ゼロということないのかな。
議 長	ゼロでもいいのかなと思ったんですけども、やっぱり1,000円だよということをおっしゃいました。
安 保 委 員	年に何回かやっぱり県の審議会にも上がります。大体1,000円でもう賃料は決まっているような感じで。
事務局	4番安保ですけれども、ちなみに、この10年の契約で、11年目になったときに借り手が買ってくれるとなった場合には。
安 保 委 員	今は買えないかと思います。
事務局	放棄したものをまた元に戻すということとはできない。
安 保 委 員	財産管理人を立てないと売買できないと。先月ですけれども、非農地証明をかけたときに、秋田市の財産管理人の弁護士さんから申請上がってきたので、財産管理人を立てないと売買できないんじゃないかなと。法律が変わらない限り、今のところは借り続けてもらう。
事務局	借り続けてもらうけれども、いや、もうやめたとなると。
安 保 委 員	それはまた次の人を探してもらうしかない。
事務局	いずれ10年後は大変だよ。
安 保 委 員	はい、管理してくれと。でも、それも管理料ずっと払わなきゃいけないので、相手がい
小笠原委員	ないので。
事務局	ずっと払わなければいけないということですね。
議 長	あとは前に説明したとおり、国庫帰属制度を使って国に返すか。
委員一同	よろしいですかね。
議 長	(「はい」の声)
委員一同	それでは、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声)
委員一同	そのように決定します。
議 長	以上をもちまして、議案については全て終了いたしました。